

重要事項説明書

居宅介護、重度訪問介護の提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	合同会社Onサービス
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中村区宿跡町3丁目8番地の3
電話番号	052-411-2010

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ケアサポートやまざき	
サービス区分	居宅介護	重度訪問介護
事業所番号	2310101833	
代表者	山崎 義幸	
所在地	愛知県名古屋市中村区宿跡町3丁目8番地の3	
電話番号	052-411-2010	
通常の事業の実施地域	愛知県名古屋市全域	

3 事業の目的と運営の方針

サービス区分	事業の目的及び運営の方針	
居宅介護 重度訪問介護	目的	ご利用者の心身の状態を適切に把握し、その状態に応じ自立した日常生活を過ごせるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を目的とします。
	方針	① ご利用者の容態の軽減若しくは悪化の防止を目指し目標を設定し、計画的に行います。 ② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ③ サービスの提供にあたっては、相談支援専門員、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 ご利用事業所の職員体制

職種	員数	備考
管理者	1名（常勤）	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	1名以上	1名は管理者を兼務
訪問介護員	2.5名以上（常勤換算）	

5 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）
-----	---

営業時間	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
------	---------------------

6 サービスの概要

区分	居宅介護（身体介護・家事援助）	重度訪問介護
サービス提供について	特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画書に位置づけられた回数・時間によりサービスを提供します。	
説明	訪問介護員が ① ご利用者の身体に直接接触して行う介助。 ② ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上などのための介助や専門的な援助。 ③ 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助。 （利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもので、援助内容は、原則として直接ご利用者本人の援助に関わるものに限ります。） ④ ①, ②, ③に必要な準備及び後片付け。 サービスは、いつまでも自立した生活を過ごせるよう生活の中で、ご利用者自身が出来ることを増やして行くことを援助してまいります。	
具体例	起床介助、就寝介助、体位変換、移乗・移動介助、排泄介助 衣服の着脱、身体整容、入浴介助、身体の清拭、洗髪、食事介助 服薬介助、買い物代行、自立生活支援の為の見守り的な援助 など。 部屋の清掃、整理整頓、ごみ出し、洗濯、調理、ベッドメイク 衣服の整理、被服の補修、薬の受け取り など。	
サービスの内容等によりサービスを提供できない場合がありますので、次頁の事例を参照の上、特定相談支援事業所の相談支援専門員にご相談下さい。		

7 提供できないサービス

障害者総合支援法が定める介護給付対象にならない場合や、訪問介護員がサービスを行う事が適切で無いものにつきましては、原則事業所ではサービスの提供が出来ません。事業者が提供できないサービスについては、民間サービス、市町村が実施する援助・支援サービス、NPO、有償ボランティアなどによるサービス等によりご利用できるものもありますので相談支援専門員等にご相談下さい。

8 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等の予め指定された緊急時連絡先（別紙）へ連絡し、必要な措置を講ずる。時間は9時から17時（営業時間内）とする。

9 介護事故発生の防止及び発生時の対応について

当事業所では、介護事故防止のための職員研修を行うなどにより、介護事故発生の防止に努めます。介護事故が発生した場合はご利用者の安全確保を最優先として行動します。また、市町村等関係部署およびご家族等に速やかに連絡し、医療機関への受診等が必要な場合には、迅速にその手続きを行います。

10 賠償責任

事業者はサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合や事業者の責任によらない場合は、この限りではありません。

11 サービス提供の記録・閲覧について

ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又はご家族よりご希望があった場合、閲覧することが出来ます。

12 障害福祉サービス費用

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

① 基本単位、各種加算について

添付書類「サービス等一覧表（障害福祉サービス）」をご確認ください。

② ご利用料の計算について

介護給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数（日数）で合計した総単位数と、国が定めた地域単価（名古屋市：1単位＝10,900円）により計算いたします。

13 交通費実費

ご利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円をいただきます。
（当該事業所の通常の事業実施地域は、名古屋市になります。）

14 キャンセル料

当日	予定していたサービスの介護保険請求1日分の100%とします。 （ご利用者様の負担割合が1割の方でも、10割分の請求となります。）
前日	ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合は、無料とします。

15 苦情申立窓口

ケアサポートやまざき ご利用者ご相談窓口	052-411-2010 （平日9時～17時）
名古屋市健康福祉局 障害者支援課 事業者指導担当	052-238-0567 （平日9時～17時）
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	052-212-5515 （平日9時～17時）